

自動車燃料品質規制値

自動車の燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質	許 容 限 度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.001質量パーセント以下
	ベンゼン	1体積パーセント以下
	メチルターシャリーブチルエーテル(MTBE)	7体積パーセント以下
	酸素分	1.3質量パーセント以下 (バイオエタノール10体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル22体積パーセント混合ガソリンにあつては、1.3質量パーセントを超え3.7質量パーセント以下)
軽 油	硫黄	0.001質量パーセント以下
	セタン指数	45以上
	90パーセント留出温度	摂氏360度以下

備考

- 一 「検出されないこと」とは、日本産業規格K2255の4又は5に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 二 「酸素分」とは、日本産業規格K2536号の2、4又は6に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 三 「セタン指数」とは、日本産業規格K2280に定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 四 「90パーセント留出温度」とは、日本産業規格K2254に定める方法で測定した軽油の性状をいう。